

中東知的財産ニュースレター Vol. 39

GCC — GCCにおける特許出願に関する公的手数料のまとめ

湾岸協力会議（GCC）加盟国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）の特許庁およびGCC特許庁の手続きにかかる現行の公的手数料について、下記にまとめます。:

バーレーン

手続き	手数料	
	BHD	USD 換算額*
国内出願または PCT 国内段階の特許出願および方式審査の出願 基本料	540	1,440
実体審査	560	1,490
公開および付与	320	850
維持年金		
年金 - 2 年目	200	530
年金 - 3 年目	220	585
年金 - 4 年目	260	690
年金 - 5 年目	300	800
年金 - 6 年目	360	955
年金 - 7 年目	480	1,275
年金 - 8 年目	520	1,385
年金 - 9 年目	560	1,490
年金 - 10 年目	600	1,595
年金 - 11 年目	700	1,860
年金 - 12 年目	720	1,915
年金 - 13 年目	760	2,020
年金 - 14 年目	800	2,130
年金 - 15 年目	900	2,395
年金 - 16 年目	1,000	2,660

年金 - 17 年目	1,100	2,925
年金 - 18 年目	1,180	3,140
年金 - 19 年目	1,260	3,350
年金 - 20 年目	1,340	3,565
年金の延滞料	160	425

クウェート

手続き	手数料	
	KWD	USD 換算額*
国内出願の特許出願基本料	80	265
PCT 国内段階の特許出願基本料	150	495
方式審査	0	0
実体審査	変動**	変動**
公開および付与	100	330
維持年金		
年金 - 2 年目	50	165
年金 - 3 年目	100	330
年金 - 4 年目	150	495
年金 - 5 年目以降 20 年目まで毎年 (20 年目を含む)	200	660
年金の延滞料	70	230

オマーン

手続き	手数料	
	OMR	USD 換算額*
国内出願または PCT 国内段階の特許出願基本料	300	780
方式審査	0	0
実体審査	300	780
公開	100	260
付与	1,100	2,865
維持年金		
年金 - 2 年目	200	520

年金 - 3年目	300	780
年金 - 4年目	400	1,040
年金 - 5年目	500	1,305
年金 - 6年目	600	1,565
年金 - 7年目	700	1,825
年金 - 8年目	800	2,085
年金 - 9年目	900	2,345
年金 - 10年目	1,000	2,605
年金 - 11年目	1,100	2,865
年金 - 12年目	1,200	3,125
年金 - 13年目	1,300	3,385
年金 - 14年目	1,400	3,645
年金 - 15年目	1,500	3,905
年金 - 16年目	1,600	4,165
年金 - 17年目	1,700	4,425
年金 - 18年目	1,800	4,685
年金 - 19年目	1,900	4,945
年金 - 20年目	2,000	5,205
年金の延滞料	50	130

カテゴリー

手続き	手数料	
	QAR	USD 換算額*
国内出願または PCT 国内段階の特許出願基本料	2,000	550
方式審査	0	0
第 1 回実体審査	5,000	1,375
第 2 回実体審査	変動**	変動**
公開	400	110
付与	2,000	550
維持年金		
年金 - 2年目	400	110

年金 - 3年目	500	135
年金 - 4年目	600	165
年金 - 5年目	700	190
年金 - 6年目	800	220
年金 - 7年目	900	245
年金 - 8年目	1,000	275
年金 - 9年目	1,100	300
年金 - 10年目	1,200	330
年金 - 11年目	1,300	355
年金 - 12年目	1,400	385
年金 - 13年目	1,500	410
年金 - 14年目	1,600	440
年金 - 15年目	1,700	465
年金 - 16年目	1,800	495
年金 - 17年目	1,900	520
年金 - 18年目	2,000	550
年金 - 19年目	2,000	550
年金 - 20年目	2,000	550
年金の延滞料	遅延年ごとに対象年金の10%を加算	

サウジアラビア

手続き	手数料	
	SAR	USD 換算額*
国内出願または PCT 国内段階の特許出願基本料	800	215
方式審査	0	0
第1回実体審査	変動**	変動**
第2回実体審査	変動**	変動**
公開	1,000	270
付与	1,000	270
特許報告および証明料	1,000	270
維持年金		

年金 - 1 年目	500	135
年金 - 2 年目	1,000	270
年金 - 3 年目	1,500	400
年金 - 4 年目	2,000	535
年金 - 5 年目	2,500	670
年金 - 6 年目	3,000	800
年金 - 7 年目	3,500	935
年金 - 8 年目	4,000	1,070
年金 - 9 年目	4,500	1,200
年金 - 10 年目	5,000	1,335
年金 - 11 年目	5,500	1,470
年金 - 12 年目	6,000	1,600
年金 - 13 年目	6,500	1,735
年金 - 14 年目	7,000	1,870
年金 - 15 年目	7,500	2,000
年金 - 16 年目	8,000	2,135
年金 - 17 年目	8,500	2,270
年金 - 18 年目	9,000	2,400
年金 - 19 年目	9,500	2,535
年金 - 20 年目	10,000	2,670
年金の延滞料	手数料の二倍	

アラブ首長国連邦

手続き	手数料	
	AED	USD 換算額*
国内出願または PCT 国内段階の特許出願基本料	2,000	545
方式審査	0	0
第 1 回実体審査	7,000	1,910
実体審査に対する応答	5,000	1,360
公開	0	0
付与	0	0

維持年金		
年金 - 2年目から20年目まで毎年(20年目含む)	0	0
年金の延滞料 - 4ヶ月	400	110
年金の延滞料 - 5ヶ月	800	220
年金の延滞料 - 6ヶ月	1,200	330

GCC 特許庁

手続き	手数料	
	SAR	USD 換算額*
GCC 特許出願基本料	4,000	1,070
方式審査	0	0
第1回実体審査	7,500	2,000
第2回実体審査	変動**	変動**
公開と付与	5,000	1,335
維持年金		
年金 - 2年目	4,000	1,070
年金 - 3年目	4,200	1,120
年金 - 4年目	4,400	1,175
年金 - 5年目	4,600	1,230
年金 - 6年目	4,800	1,280
年金 - 7年目	5,000	1,335
年金 - 8年目	5,200	1,390
年金 - 9年目	5,400	1,440
年金 - 10年目	5,600	1,495
年金 - 11年目	5,800	1,550
年金 - 12年目	6,000	1,600
年金 - 13年目	6,200	1,655
年金 - 14年目	6,400	1,710
年金 - 15年目	6,600	1,760

年金 - 16年目	6,800	1,815
年金 - 17年目	7,000	1,870
年金 - 18年目	7,200	1,920
年金 - 19年目	7,400	1,975
年金 - 20年目	7,600	2,030
年金の延滞料	1,000	270

* 概算

** 料金は、発明の対象や複雑さ、特許出願の内容によって変動します。適用される料金は実体審査の正式通知にて出願人に知らされます。

パレスチナ(西岸地区) - 登録商標手続きの変更

西岸地区のパレスチナ商標局は、2019年11月1日より手続きについて変更を加えました。以下にそれらをまとめます：

- 商標登録出願時に委任状の提出が求められます。委任状を遅れて提出することはもはや認められません。
- 委任状の作成が10年以上前である場合、宣誓供述書を作成し、その委任状とともに提出しなければなりません。

更新または登録の申請が、登記代理人ではない代理人によって行われる場合、更新/登録申請時に代理人変更届の提出が必要となります。

サウジアラビア - ロカルノ協定及びウィーン協定への加盟

サウジアラビア王国内閣は、工業意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（ロカルノ協定）への加盟を認可しました。この加盟は、2019年12月6日付官報4808号で発表された閣僚決議第219号によって認可されました。

ロカルノ協定は、工業デザインを含む商品の分類法（ロカルノ分類）を定めた協定です。各加盟国の関係当局は、工業デザインの寄託あるいは登録に関する公的文書において、その意匠の物品に該当するロカルノ分類を記さなければなりません。

また内閣は、サウジアラビアの標章の図形要素の国際分類を定めたウィーン協定（1973年）（ウィーン協定）への加盟も認めました。この加盟は、2019年12月6日付官報4808号によって告知されました。（ただし、これに対応する閣僚決議はまだ発表されていません。）

ウィーン協定は、図形要素で構成される、または図形要素を含む商標の分類を定めた協定です。各加盟国の関係当局は、商標登録および更新に関する公的文書や発行物において、それら商標の図形要素が該当する分類番号を記さなければなりません。

アラブ首長国連邦 — DIFC による知的所有権法の制定

背景

ドバイ国政金融センター知的財産法（2019年 DIFC 法第4号）（**DIFC 知財法**）が、2019年11月21日木曜日から施行されました。

ドバイ国際金融センター（**DIFC**）は、中東、アフリカ、南アジア市場の金融拠点として設けられた経済特別区です。DIFCには、主に金融機関が所在しますが、小売業、カフェ、レストラン、ホテル、美術館などの金融関連以外の企業も多く所在しています。

DIFCはUAE内で運営されていますが、独自の法的枠組みと裁判所があります。しかし、これまでDIFCでは、知的財産権の保護および実施に関する法律は制定されていませんでした。

要約すると、DIFC 知財法は、DIFCにて個別の知財登録制度を設けるものではなく、既存のUAE連邦知財法に基づき登録された知財権を認め、DIFC内でそれら権利を保護、行使できる法的枠組みを権利所有者に提供するものです。

DIFC内の企業に最も関係する権利は、著作権と商標権であろう。以下に著作権及び商標に関わるDIFC 知財法の主な規定を紹介します。

適用と範囲

DIFC 知財法第3条は、同法は「**DIFCにて知財権を所有する者、またはその所有を主張する者、知財権を利用する、または利用を試みる者、あるいは知財権の行使または保護を求める者すべてに**」適用されると定めています。

DIFC 知財法は、以下の知財権に適用されます：

- 特許
- 実用新案
- 工業デザイン・図面
- 著作権
- 商標
- 商品名
- トレード・シークレット

UAE 連邦法に基づき登録された知財権の認定

DIFC 知財法の主な特徴は、関連 UAE 連邦法に基づき登録された特許、実用新案、工業デザイン・図面、商標を DIFC においても保護の対象とし、実施可能であると定めている点です。

同様に、UAE 連邦著作権法により保護の対象とされる著作物も、DIFC において保護され、権利行使が可能とされています。

著作権

保護： UAE 連邦法に基づき保護される著作物の認定に加え、DIFC 知財法第 18 条は、有形的表現媒体に固定され、著作者が創作した著作物に対する経済的権利および著作者人格権の保護を付与します。

具体的に保護の対象とされる著作物には、書籍や他の文芸作品、コンピューターソフトウェア（ソースコードや機械語に関わらず）、音声、映像、建築、写真、二次創作物などが含まれます。

所有権： 特定の例外を除き、第 21 条に基づき、著作物における著作権の第一所有者は、著作物の著作者であるとみなされます。

また、UAE 連邦著作法の立場に反し、DIFC 知財法第 22 条は、雇用契約に従い、その雇用の範囲内で、あるいは雇用主の資源を利用して、被雇用者が制作した著作物は、自動的に雇用主が所有するものとみなされると規定しています。一方、雇用主の事業と無関係に、雇用主の資源を利用せず、被雇用者が制作した著作物は、自動的に被雇用者が所有するものとみなされます。

所有権に関し当事者間で特別な合意がない限り、これらの規定が適用されます。

UAE 連邦著作権法には、これに相当する規定は含まれていません。そのため、著作物の所有者が、DIFC 内と UAE の他の地域で、異なる場合があるかもしれません。

期間： 第 39 条に基づく保護期間は、一般的に作者の生存中と没後 50 年間とされていますが、対象となる著作物の種類によって異なります。

侵害： 第 42 条は、DIFC 内または DIFC から事業を行う者による著作権侵に当たる多くの行為について定めています。これには、同法が保護する著作物の意図的な複製、販売、売り出し、配信、貸し出しなどが含まれます。

商標

保護： 上述の通り、DIFC 知財法は、UAE 連邦商標法に基づき登録された商標を認めます。

さらに DIFC 知財法第 45 条は、未登録の商標であっても、その商標が「**関連セクターの UAE の消費者に**」よく知られたものであり、有名である場合、保護の対象とすると、その範囲を広げています。

商標がよく知られたものであるか否かは、45 条(2)が定める要件によって決定されます。例えば、関連セクターにおいて一般に知られている程度、使用期間、地理的な使用範囲、その商標に伴う商業的価値などが含まれます。

ライセンス：第 47 条は、ライセンス契約による特別な取り決めがない限り、商標ライセンスに自動的に含まれる多くの条件について定めています。注目すべき点として、これら条件には、ライセンシーの利益に影響する事態に関し、侵害訴訟を起こすことを商標所有者に要求できるというライセンシーの権利が含まれ、これに商標所有者が従わなければ、ライセンシーが自ら訴訟を起こすことができます。

侵害：第 48 条は、登録商標または有名な商標の意図的で紛らわしい偽造や模倣など、商標の侵害に当たる多くの行為について定めています。

注目すべき点として、同法は、問題の商標に関し被告側が無効手続きや取消訴訟手続きを始めた場合、侵害訴訟の保留を認めています。

知的財産委員局

また DIFC 知財法は、知財法の執行と取り締まりを目的とした特別行政機関として、知財委員局 (**Office of the Commissioner of IP**) を設けています。

知財委員の権限には、DIFC 知財法に関連して申し立てられる苦情や紛争の受理および解決が含まれます。しかし今のところ、それら苦情や紛争の対応手続きについては何ら発表されていません。

さらに知財委員の権限には、コンプライアンス違反に対する罰金や措置／制裁を与える権限、法の実施規則の提案および原案作成、知財権の行使に関する連邦当局との協力なども含まれます。

措置と制裁

DIFC 知財法は、同法の違反があった場合、民事訴訟および／または刑事訴訟による措置および制裁の請求ができることを定めています。

第 67 条に基づき、差止命令および／または損害賠償を求め、DIFC 裁判所にて民事訴訟を起こすことができます。ただし、違反行為が発覚してから、または合理的に発覚したはずの時点から三年の時効期間が設けられています。

また、知財委員局への苦情申し立てにより行政措置を求めることも可能です。第 66 条に基づき、知財委員局が、違反があったものと判断した場合、苦情申立人は、以下の措置を求めることができます：

- (a) 違反者への違反行為の差止命令を求める
 - (b) 違反者の DIFC ライセンスを一時的に使用禁止にするよう DIFC の会社登録機関に求める
 - (c) 違反に関係する全ての物品の押収と、違反者の費用負担で、押収品の移動／保管および／または破壊処分の命令を求める
 - (d) 罰金規則に則り、USD 5,000 以上 USD 50,000 未満の罰金を科すよう求める
 - (e) 侵害行為が繰り返し行われた場合、違反者のライセンス剥奪、あるいは通常の罰金の二倍を違反者に請求するよう DIFC 会社登録機関に求める
- 委員局からのいかなる命令も、被害者側は、通知から 15 日以内に DIFC 裁判所に控訴することができます。

イエメン – 公的手数料の値上げ

前回報告した通り、イエメンの産業貿易省は、2019 年省令 47 号により、商標、特許、工業デザインに関する公的手数料の値上げを発表しました。

手数料の値上げの詳細が明らかになりましたので、以下に報告します。値上げ幅は、YER 5,000 から YER 20,000 となっています。

商標、特許および工業デザイン

	改定前 (YER)	値上げ幅 (YER)	新料金 (YER)
商標および工業デザイン (色付き)			
商標出願／工業デザインの出願 全面掲載*	150,000	20,000	170,000
商標／工業デザインの更新	30,000	5,000	35,000
商標／工業デザインの譲渡	30,000	5,000	35,000
商標／工業デザインのライセンス	30,000	5,000	35,000
商標／工業デザインの担保	30,000	5,000	35,000
商標／工業デザインの詳細変更 (所有者の住所)	30,000	5,000	35,000
商標／工業デザインの詳細変更 (所有者名または国籍)	30,000	5,000	35,000

商標および工業デザイン（白黒）			
商標出願／工業デザインの出願 全面掲載*	120,000	20,000	140,000
商標／工業デザインの更新	25,000	5,000	30,000
商標／工業デザインの譲渡	25,000	5,000	30,000
商標／工業デザインのライセンス	25,000	5,000	30,000
商標／工業デザインの担保	25,000	5,000	30,000
商標／工業デザインの詳細変更（所有者の住所）	25,000	5,000	30,000
商標／工業デザインの詳細変更（所有者名または国籍）	25,000	5,000	30,000
商標／工業デザインの登録解除	25,000	5,000	30,000
特許（色付き）			
特許出願 全面掲載*	119,000	2,000	121,000
特許（白黒）			
特許出願 全面掲載*	91,000	2,000	93,000

* 全面より小さい掲載による公開には異なる料金が適用されます。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 39

[著者]

CLYDE & CO

كليراندكو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。